



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 191号 2010.11.9 発行 社会政策研究所

「障害の予防」の前に、医療への権利の在り方を

キャリアブレイン 2010年11月08日

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」は11月8日、24回目の会合を開き、障害者基本法の改正案について議論した。会合では、「障害の予防」が主なテーマになった。障害の原因となる傷病の早期発見・治療の在り方について、大谷恭子委員（弁護士）は論点が未整理のままだと指摘し、「まずは（障害者の）医療に対する権利の在り方を議論すべき」と提案した。

「障害の予防」をめぐるのは、9月の会合でも話し合われており、今回はその議論を踏まえて、特に「障害の原因の予防と早期発見、早期治療」に関して意見が交わされた。

委員からは、「早期治療だけでなく（介助者へのサポートなどの）『早期支援』を盛り込むべき」（尾上浩二・NPO 法人障害者インターナショナル日本会議事務局長）、「精神障害者への（早期治療の）『介入』の仕方に強引なことが多い。丁寧な働き掛けがないと人権配慮がされたことにならないことを明記してほしい」（関口明彦・全国「精神病」者集団運営委員）などの意見が出た。

これらの意見に対し、大谷委員は「『早期支援』は障害のある人の自立支援の話で、『介入』は精神医療分野の話」などとして、議論の論点が定まっていないと指摘。「まず（障害者の）医療や健康に対する権利の在り方を議論した後に、予防についても考えるべき」と提案した。

発達障害者の支援県が拡充 総合センター来春開設へ

読売新聞 2010年11月9日 山梨

県は、子どもの心のケアや発達障害者の支援を行う「こころの発達総合支援センター」（仮称）を2011年4月に甲府市に開設する方針を決めた。精神科医や心理士らが診療や相談にあたり、心の病を抱えた人の社会復帰を手助けするのが狙いだ。

同センターが設置されるのは甲府市北新の県福祉プラザ。プラザ内の「子どもメンタルクリニック」と「県発達障害者支援センター」の機能を一体化させ、既存施設を改修して開所する。

同クリニックを訪れる子どもの多くが発達障害児だったことから、県は「適切なケアを行うには発達障害の早期発見と素早い対応が大切だ」（福祉保健部幹部）と判断し、統合に踏み切った。対象は心の問題を持つ子どもや、成人も含めた発達障害者。相談から診療まで、心のケアが必要な人を支援する総合拠点となることを目指す。

子どもの心のケアでは、不登校や引きこもりの児童・生徒らの相談に乗る。また、学校や市町村の関係職員向けに「スキルアップ研修」を行い、発達障害の有無の見分け方や指導方法を学んでもらう。発達障害の治療では、他人とかがかわることが苦手な「自閉症」や「アスペルガー症候群」、注意散漫で衝動的に行動する「注意欠陥・多動性障害」などの障

害を持つ人の診療を行う。

同センターのスタッフは精神科医や心理士、保健師、保育士ら十数人。症状が軽度の場合は地域で面倒を見てくれる人を紹介するなどの「コーディネート機能」も持たせる。県は同センターを核に、子どもや発達障害者の支援態勢をこれまで以上に充実させる考えた。発達障害 脳の機能障害。先天的なもので、幼少期から表れる。対人関係やコミュニケーション、社会生活に困難を抱える。知的障害を伴うケースと、伴わないケースがある。国や自治体に幅広い支援を求める発達障害者支援法が2004年に成立し、05年に施行された。

宇都宮の知的障害者更生施設で施設長が入所者の1千万円着服

下野新聞 2010年11月9日

宇都宮市飯田町の社会福祉法人「鳩巣会」が運営する知的障害者更生施設で、男性施設長(60)が同施設に入所する重度知的障害者ら7人の預かり金計約1千万円を着服していたことが8日までに、同法人への取材で分かった。同法人によると、施設で預かっていた7人の定期預金を無断で解約、自らの事業資金に充てたとされる。同法人の調査に対し施設長は「借りたつもりだった」などと話し謝罪、全額を入所者に返済した。同法人は2日付で施設長を懲戒解雇、刑事告発も検討している。

一方、県は同法人の報告を受け、宇都宮市とともに調査。「預かり金の管理が不適正」などとして8日までに、障害者自立支援法に基づく是正勧告を行った。是正勧告を受け同法人は12日までに、改善計画書を県に提出する。

同法人によると、元施設長は昨年7月ごろ、入所者の定期預金を無断で解約した。同様の更生施設を自ら運営する予定だったため、その資金に充てたとされる。定期預金の通帳は貸金庫に保管されていた。

今年9月、同法人が通帳がないことに気付き発覚。同法人が調査したところ、元施設長は「借りたつもりだった」と話したが、入所者の家族らに認識はなかったという。同法人と元施設長は入所者や家族に謝罪、元施設長が全額を返済した。

一方、同法人は、入所者の普通預金通帳も預かっているが、通帳と印鑑を同じ金庫内で保管していた。県によると、厚労省の通達で「通帳と印鑑は別の場所での管理」が規定されているという。

同法人は下野新聞社の取材に対し「(元施設長の着服は)非常に残念なこと」とし「1人で預かり金の管理ができないようにするなど再発防止を進めたい」などと話した。

この知的障害者更生施設は2001年に事業を開始。知的障害者入所更生や日中一時支援事業などを実施している。現在、30人が入所しており、25人が重度の知的障害者という。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行